

ちゃっさきり娘養成講座

援農サポーターになりませんか？

問い合わせ

本庁企画環境課まちづくり係 ☎ (56) 2221

FAX (56) 2235

◆農作業やイベントを通じて、町外の女性と仲良く交流しませんか。



今年も、町外の独身女性を対象に農業体験事業「田舎暮らしの学校 ちゃっさきり娘養成講座」を行います。

その農作業体験などのお手伝いをさせていただく「援農サポーター」を募集します。

■援農サポーターの活動内容：

農作業（畑を耕作し、種をまいたり、収穫を行います）や、新緑・紅葉ハイキングのほか、収穫野菜を使った料理など、ちゃっさきり娘のみなさんと一緒に楽しんでいただきます。

■応募資格：

町内在住、健康に自信のある20歳以上の人で、次のいずれかに該当する人。男女は問いませんが、特に独

身男性の参加をお待ちしています。

◎ 農業や自然を専門的に知っている人（川根本町の昔からの農業の方法や自然の良さをアピールできるような人）

◎ 農業や自然の知識はなくても、参加者の女性たちと一緒に町のことや農業のことを知りたい人

■募集期間：3月1日（木）～23日（金）

■募集定員：15人程度

■開催日：4月下旬から毎月1回、平成20年2月まで、計10回開催。（土曜の午後～日曜の午前中に開催します）

■申し込み方法：

電話で本庁企画環境課へお申し込みください。また、直接、企画環境課へお越しいただいても構いません。

詳しい内容などは、全戸配布するチラシをご覧ください。か、上記までお問い合わせください。

介護保険料についてお知らせ

問い合わせ

本庁健康増進課高齢者福祉係

☎ (56) 2224

総合支所保健福祉課福祉係

☎ (58) 7071

◆介護保険料の「特別徴収（天引き）」の切り替えについてお知らせします。

65歳になった人には、普通徴収（納付書又は口座振替）による介護保険料の納付をお願いしておりますが、以下に該当する人は4月より特別徴収（年金からの天引き）による納付に切り替わります。

■平成18年4月2日～10月1日の間に年金給付を受ける権利の裁定を受けた人。

■年金給付の支払いを受けている人のうち平成18年4月2日～10月1日の間に65歳に達した人。

また、以下に該当の人も特別徴収に切り替わります。

■年金給付を受けている人で、市町村の区域を越える住所変更を行った人。

なお、上記に該当する場合であっても、受給額（年額）が18万円未満の人及び年金受給権を担保に供している人は特別徴収の対象にはなりません。

※特別徴収に切り替わる人には、別途通知いたします。

国民健康保険からのお知らせ

問い合わせ

本庁町民課国保年金係

☎ (56) 2222

総合支所保健福祉課福祉係

☎ (58) 7071

◆平成19年4月から70歳未満の高額療養費の支給方法が変わります。

これまで医療費の自己負担が高額になった（自己負担額を越した）場合に、後から申請することにより限度額を超えた分の医療費が支給されてきました。

この高額療養費の支給について、平成19年4月1日から「限度額適用認定証」を提示していただくことで、入院時の窓口支払が限度額までとなります。

（保険税の滞納のない世帯に認定証を交付します）



認定証については事前に申請が必要となります。

「高額療養費支給方法の変更」についての詳細は、来月号でお知らせする予定です。

詳しくは、上記役場問い合わせ先までお電話ください。